

野菜需給推進懇談会設置要領

〔平成21年4月1日付け20農畜機第4551号〕

1 趣旨

野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領（平成21年2月1日付け農畜機第4098号）第7の（2）に基づき、野菜の緊急需給調整事業その他機構が実施する野菜に関する事業について主要な出荷団体等の意見を聴くため、「野菜需給推進懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 構成等

- (1) 懇談会の委員は、主要な出荷団体等の関係者で構成するものとし、理事長が委嘱する。
- (2) 懇談会の議事の運営は、野菜需給部の担当理事が行う。
- (3) 野菜需給部の担当理事は、懇談会の議事の運営に関して、必要に応じて代理を指名することができる。

3 検討内容

- (1) 当年度の野菜の緊急需給調整事業の実施状況
- (2) 次年度の野菜の緊急需給調整事業の実施方針
- (3) その他機構の実施する野菜に関する事業に関する事項

4 開催

- (1) 懇談会は、当年度の野菜の緊急需給調整事業の実施状況等を勘案して開催することとし、機構の理事長が招集する。
- (2) 懇談会は、毎年2月頃に開催する他、理事長が必要と認めた場合は、臨時に開催する。

5 事務局

懇談会の庶務は、野菜需給部助成業務課が行う。

6 その他

- (1) 懇談会は、非公開で行う。
- (2) 機構は、懇談会における検討の概要等についてとりまとめ、委員の了承を得て、公表する。